

(設置)

第1条 町長と教育委員会は、本町の教育、学術及び文化の大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策並びに緊急の場合に講ずべき措置について、協議及び調整を行い、連携して効果的に教育行政を推進していくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項に基づき、湯河原町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、町長、副町長及び教育委員会をもって構成する。ただし、町長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

(意見聴取)

第3条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、個人の秘密を保持するため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(事務局)

第5条 会議の事務局を総務部地域政策課に置く。

(補足)

第6条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。